



京都大学大学院経済学研究科  
ディスカッションペーパーシリーズ

# 『フランスにおけるのれんの会計処理 —聞き取り調査をふまえて—』

米山正樹 東京大学経済学研究科・教授  
勝尾裕子 学習院大学経済学部・教授  
徳賀芳弘 京都大学経済学研究科・教授

No. J-19-003

2020 年 3月

(本書の内容の無断転載を禁ずる)

〒606-8501  
京都市左京区吉田本町  
京都大学大学院経済学研究科

# フランスにおけるのれんの会計処理<sup>1</sup>

－聞き取り調査をふまえて－

米山 正樹<sup>2</sup>

勝尾 裕子<sup>3</sup>

徳賀 芳弘<sup>4</sup>

## I はじめに

### (1) 研究の動機

国際会計基準審議会(IASB: International Accounting Standards Board)のASAF(Accounting Standards Advisory Forum)会議におけるコメントなどにてらしてみると、会計基準の開発方法に関して日仏の会計基準設定主体は、類似した立場をとることが多い。その事実、ふたつの会計基準設定主体が基本的な会計観を広く共有している可能性を示唆している。

両者の基本的な会計観が類似していることを示唆する具体的な会計問題としては、第1に、包括利益に対する純利益の相対的な重視を指摘できる。よく知られている通り、主要な業績指標は包括利益なのか、それとも純利益なのかをめぐっては長年にわたる争いがあり、いまでも法域毎にこの問題に関する基準設定主体のスタンスは異なっている。この点、フランス(国家会計基準局 ANC: Autorité des Normes Comptables)と日本(企業会計基準委員会 ASBJ: Accounting Standards Board of Japan)の会計基準設定主体は一貫して純利益こそが主要な業績指標であると主張してきた。財務報告の根幹をなすこの問題で両者が一貫して同じスタンスを貫いている事実は、根本的な利益観が共通している可能性を示唆している。

両者の基本的な会計観が類似していることを示唆する具体的な会計問題としては、第2に、投資の性質(あるいはビジネスモデル)の違いに応じた評価基準の使い分けを指摘できる。これもよく知られている通り、資産や負債の評価は可能な限り時価あるいは公正価値で統一することが会計情報の有用性を高めることに資する、という立場がみられる一方で、投資の目的や性質に応じて(ある投資に拘束されている)資産や負債の評価基準は異なる以上、複数基準の使い分けを認めることのほうが会計

---

<sup>1</sup> 本調査は科学研究費助成事業(「買入のれんを巡る理論・制度上の国際的な論争の解決」, 研究課題番号:17H02581, 研究代表者:徳賀芳弘)の一環として行われたものである。

<sup>2</sup> 東京大学経済学研究科教授

<sup>3</sup> 学習院大学経済学教授

<sup>4</sup> 京都大学経済学研究科・経営管理研究部教授

情報の有用性向上に資するという立場もみられる。両者の間でもまた長年にわたる争いがあり、この問題に関する十分なコンセンサスが得られているとは言い難い。この点でも複数の評価基準が必要とみる ANC と ASBJ の立場は一貫して共通している。こうした事実もまた、両者の基本的な考え方が共通している可能性を示唆している<sup>5</sup>。

ところがのれん（買入れのれん）を規則的に償却するかどうかとなると、両者の立場は一貫して異なっている。規則的償却の必要性を一貫して唱える ASBJ に対し、ANC は規則的償却の再導入に強く反対してきた。

もちろん、総じて利益観が共通しているとしても、2 つの基準設定主体が枝葉末節の会計問題について異なる立場をとることはありうる。しかしのれんを規則的に償却するかどうか「基本的な利益観との結びつきが乏しい、その意味で末節の問題」といえるかどうかは定かでない。

例えば ASBJ が純利益を重視している理由は、投資家が「投資のリスクから解放された成果」を第一義的に求めているためと考えられる（『財務会計の概念フレームワーク』第 3 章および第 4 章を参照）。その「投資のリスクから解放された成果」を最も直接的に反映しているのは純利益だという事実認識が、ASBJ による純利益重視の姿勢を支えているのであろう。こうした立場を与件とすると、のれんに対する投資の成果（買入れのれんが生じた企業結合を通じて新たに生み出される成果）が期待の次元から事実の次元へと転化したのであれば、その事実にもとづきのれんを償却するのは必然的なこととなる。

このように、少なくとも ASBJ においてのれんの規則的償却は、純利益の重視という基本的なスタンスから直接導かれてくるものと考えられている。これに対し、ANC が規則的償却に反対する理由を知るための手がかりは乏しい。ASBJ の主張にかかわらず、ANC はこの問題を基本的な利益観とは無縁で practical な問題ととらえられているのかもしれない。あるいはそもそも日仏で基本的な利益観を共有しているという事実認識に誤りがある（主要な業績尺度や複数評価基準の許容という点での一致がむしろ偶然の産物に過ぎない）のかもしれない。「日仏の対立がどのような次元のいかなる考え方の相違に根ざしているのか」が本稿の主要な検討課題である。

## **(2)研究手法としての訪問面接調査**

上記の研究課題に取り組むための具体的な手法は多様である。本稿ではこのうち訪問面接調査という手法によっている。特定の会計問題（本稿の場合は買入れのれんを規則的に償却することの要否・当否）に関心を有し、かつその問題をどう解決するのかに（直接的あるいは間接的な）影響力を

---

<sup>5</sup> ANC 委員長のコメントとして以下のプレスリリースを参照。 [https://www.asb.or.jp/wp-content/uploads/pressrelease\\_20170227.pdf](https://www.asb.or.jp/wp-content/uploads/pressrelease_20170227.pdf)

持つ利害関係者にインタビューを行うことを旨とするこの手法は、買い入れのれん規則的償却の要否・当否に係る ANC の見解、およびその根拠（かれらが依拠している理論）についてきわめて限定的な情報しか得られていない現状においては、リサーチ・クエスチョンの解明に必要な事実を収集するために最も有効な調査方法であろう。

もちろん、事前に何の仮説も持たずにインタビュー調査を実施しても、そこから得られる情報は限定的なものにとどまる。先行研究のレビューを通じて、フランスの会計実務においてのれんがどのような性質を有する資産とみなされてきたのか、その歴史的な推移に関する研究であれば一定数が存在していることが明らかとなった。著者はインタビューに先立ち、そうした先行研究にもとづきフランスにおいてのれんの規則的償却が支持されない理由に関する仮説を構築した（次節において詳述）。

訪問調査の手法としては、今回実施した訪問面接調査のほか、調査票を用いた調査（いわゆるアンケート調査）も知られている。調査票による調査も研究主題によっては有効となりうるが、本稿の研究主題にてらしたとき、著者は訪問面接調査のほうがより有効な手法であろうという判断に至った。

その第 1 の理由は、調査票調査の弱点・欠点に根ざしている。調査票調査の場合は調査票が質問者の手を離れてしまうことから、質問者と回答者との間のやりとりを想定できない。高度に専門的な質問事項を含む調査の場合、質問の趣旨・意図が回答者にどこまで正確に伝わるのかは定かでない。一定比率の回答者は質問の趣旨を誤解したまま回答すると考えられることから、調査票調査の回答結果は「質問者の意図が正確に伝わった場合に得られたはずの回答」と無視できない次元で異なる可能性がある。

これに対し訪問面接調査は、文字通り質問者と回答者が対面して行われる。それゆえ質問の趣旨や意図が十分に伝わっていないと質問者が感じた時には、質問の言い換えなどによって誤解を避けることができる。本稿で行う調査は、規則的償却の要否・当否についての高度に専門的な知識を必要とする「回答が難しい」ものである。加えて語学の制約もある（今回の調査は、質問者にとっても回答者にとっても外国語となる英語によって行われる）ことから、訪問面接調査が望ましいと判断した。

訪問面接調査の手法を採択した第 2 の理由は、職業的な背景の異なる複数の回答者に対して同一の質問を行う、今回の調査方法と関わっている。かりに同一の質問を行ったとしても、回答者は自身の職歴などに応じて異なる趣旨の質問と受け取る可能性がある。例えば規則的償却の要否を尋ねた場合、学界関係者は学術的な手法を通じて得られた経験的な証拠にてらして回答するのにに対し、財務諸表作成者（企業関係者）は会計基準の選択が生み出す経済的な帰結を重視して回答することが予想される。さらに基準設定主体は会計基準を支える基礎概念の体系との整合性を意識しながら回答するかもしれない。この点訪問面接調査では、主要な質問に加え、どのような文脈で回答が行わ

れているのかを確認するための追加的な質問をその場で行うことができる。それが叶わない調査票調査との対比において、これは訪問面接調査の大きな利点となる。

訪問面接調査の手法を採択した第3の理由は、調査票調査とくらべてより複雑な質問を、より多く行いうる点に求められる。このうち高度に専門的な、その意味で複雑な質問を行う場合に訪問面接調査が優れていることは先に述べた通りである。ここでは設定しうる問題の多寡を論じる。

調査票調査の場合、回答者にとって許容できない時間を回答に要するような質問を準備すると、そもそも回答自体が敬遠される結果となる。たとえ回答が得られたとしても、途中から「深く考えずに引き出した回答」へと変質してしまうことが予想される。また調査票の内容に強い関心や意見を有する者がより多く回答しようとする傾向にあるため、集計した結果が「想定される母集団」の平均的な見解を反映していないおそれがある。この点、一定時間を回答のために割く前提で行うインタビュー調査には上記のようなおそれが乏しい。また回答者が関心を失いかけた時、訪問面接調査であれば回答者の関心を取り戻すような展開に回答者を誘うことも可能である。これもまた訪問面接調査の大きな利点となる。

訪問面接調査の手法を採択した最後の理由は、回答内容と回答者との「ひも付き関係」を特定化でき、その意味で回答の正確性を期待しうる点に求められる。調査票調査の場合、例えば回答用紙の送付先である「想定された回答者」が多忙な場合、代理の人物（多くの場合、部下と呼ばれる職位の人物）に回答を依頼し、自身の名義で回答を返送することが想定される。類似した環境に置かれているとはいえ、職位等が異なる以上、「期待されていた回答者」と「その代理人」との間で回答が一致する保証はない。こうした懸念を払しょくでき、また意図的ではない誤記入も避けられる点でも訪問面接調査は優れている。本研究で訪問面接調査の手法を採用した理由は以上のように集約しうる。

### **(3)多様な形態を想定しうる訪問面接調査**

訪問面接調査に際しては、第1に、構造化調査の手法によるのか、それとも半構造化調査の手法によるのかを決めなければならない。ここで構造化(structured)調査とは、事前に用意した調査対象に関する仮説にもとづき詳細な質問票を用意し、それに沿って質問を行う方法をいう。質問事項をあらかじめ明確に定め、極力そこから逸れずにインタビューを行う点において、これは訪問面接調査でありながら質問票調査に近い方法と位置づけられる。

これに対し非構造化(semi-structured)調査とは、インタビューの目的や引き出すべき重要な回答などを緩やかに定めることにとどめ、対話を通じて適切な質問事項を選択し、回答者の考えを引き出す方法をいう。もちろん調査対象に関する仮説をあらかじめ設定しておく必要は、構造化調査と半構造化調査とで異なる。半構造化調査の特徴は、ひとえに、基本事項に係る少数の質問と、その質問に対する回答に応じて自由に展開される「対話」の両方から調査対象に関する情報を引き出す点に求め

られる。本研究のように先行研究が乏しく信頼しうる仮説の構築が困難なものについては半構造化調査が適うという判断から、今回の訪問面接調査はこの手法を採択している。

訪問面接調査に際しては、第 2 に、どのような主体にインタビューを申し込むのかを決めなければならない。想定される選択肢は、(a)利害が類似している主体を対象としてインテンシブに調査する方法と、(b)利害の異なる主体を対象として多様な見解を収集する方法に大別される。

この点、「のれんの規則的償却がフランスにおいて支持されない理由は何か」を主題とする本研究の場合、会計情報の作成者と利用者、両者を仲介する監査人、さらには彼らの異なる利害を裁定し、コンセンサスの形成を目指す基準設定主体とで、規則的償却の当否・要否に係る立場は大きく異なることが予想される。にもかかわらず、特定の利害関係者だけに偏ったインタビューを行ったのでは、「フランスが総じてのれんの規則的償却に反対する理由」を解き明かすことは困難であろう。

こうした事実認識にもとづき、本研究では、主要なターゲットである会計基準設定主体に加え、公認会計士協会のメンバーや財務諸表の作成者、さらには学界関係者にインタビューを行うこととした。またその際、インタビューにおける回答者のそれぞれに、「自身の立場からしてのれんの規則的償却の当否・要否をどう考えるのか」に加え、「株主、債権者、従業員、経営者および規制主体のそれぞれは、のれんの規則的償却をどう考えていると思うか」も尋ね、利害の異なる他者の考えをどう受け止めているのかに係る見解の一致・不一致も確かめることとした。

訪問面接調査に際しては、最後に、どのような職位の人物をインタビューの対象とするのかも決めなければならない。対象となる人物は、「現場」に近い人物と意思決定権を有する職位の高い人物とに大別される。本研究の主題にてらしてみたとき、のれんの会計処理を最終的に決定する権限を有している者、あるいはのれんの会計処理に係る意思決定に間接的な影響力を及ぼしうる者がインタビューの対象として適切であろう。こうしたことから、本研究では後に詳述する通り、職位の高い人物をインタビューの対象としている。

ここまで述べてきたように、(a)半構造化の手法を採択していること、(b)利害の異なる複数の主体に同一の質問を行っていること、および(c)のれんの会計処理に直接的、あるいは間接的な影響力を有する主体をターゲットとしていること、が本研究における訪問面接調査の特徴となっている。

#### **(4)本稿の構成**

研究の動機と採択した研究手法の解説に割いた第 1 節に続いては、フランスにおけるのれんの会計処理とそれを支える論拠に係る先行研究を第 2 節でレビューする。先行研究レビューから導かれてきた仮説にもとづき実際に行った訪問面接調査の概要とそこで得られた知見は第 3 節にて詳述する。一連の作業から導かれてくる含意とその学術的な貢献は第 4 節で要約する。

## II 先行研究のレビュー

### (1) 調査方法とレビューの結果

本節では、インタビュー調査の実施に先立ち、のれんの規則的な償却がフランスにおいて支持されない理由に関する仮説を構築するため、先行研究のレビューを行う。フランスの会計実務や会計基準、法律制度において、のれんがどのような性質を有する資産とみなされてきたのか、その歴史的な推移に関する研究については、一定数が存在することが確認されている。日本語及び英語の Google Scholar と CiNii を検索対象とし、検索用語を「フランス、のれん、会計」とした場合と、「フランス、のれん」とした場合のそれぞれについての検索結果は、下記の表の通りである（2020年2月20日現在）。

	Google Scholar (日)	Google Scholar (英)	CiNii
「フランス、のれん、会計」	230	37831	3
「フランス、のれん」	386	132235	3

【表1】 検索結果

これらの先行研究についてレビューを行った結果として、のれんの非償却処理の根拠に関する内容と、連結のれんに関する内容について、それぞれ次のような知見が得られた。

まず、のれんの非償却処理の根拠については、第一に、フランスの会計基準において、のれんは恒久的な資産であって償却の対象ではない、と20世紀を通じてとらえられてきたのは、のれんの価値は減少しないという税法や商法における考え方の影響を受けたものである。第二に、フランスの企業は、相対的に多額の無形資産を有しており、無形資産の償却は財務比率を悪化させるという懸念から、実務においてものれんの非償却処理が支持されてきた。

また、連結のれんについては、第一に、フランスの国内基準としての連結会計基準において規則的償却が求められていたのは、アングロ・サクソン諸国の会計基準の影響を受けたからであり、実務において連結のれんの規則的償却が支持されていた理由についてもまた、連結財務諸表の作成主体である大企業にとっては、アングロ・サクソン諸国の投資家からの評価を得ることが必要であったためである。第二に、2015年に、フランスの国内基準におけるのれんの会計処理が個別と連結とで統一され、非償却処理が原則とされたのは、IFRSとのコンバージェンスの影響を受けたことが理由と考えられる。

このように、先行研究のレビューを行った結果として、のれんの非償却処理の根拠に関する内容と、連

結のれんに関する内容について、いくつかの知見を得ることができた。以下では、のれんの非償却処理と連結のれんの会計基準に関する先行研究において展開されている議論について詳細に検討し、そこで示された論点と仮説について整理する。

## (2) のれんの非償却処理の根拠に関する先行研究

### ① 法制度の影響

以下では、のれんの非償却処理の根拠について論じた先行研究を取り上げ、そこで展開されている議論について整理する。まず、Burlaud et al. [1996]においては、のれんの非償却処理の根拠について次のように述べられている。すなわち、フランスの税法においては、価値が減少しないと一般に考えられている資産については、規則的償却は適用されない。土地やのれん (fonds de commerce) 、長期投資については、価値は減少しないと考えられているため規則的償却は適用されず、臨時的な減損処理の対象とされている (ibid., p.303) 。フランスでは、fonds de commerce という、通常はのれんと訳される項目が貸借対照表に計上されているが、これはいわゆる買入のれんよりも広い概念として用いられている。この概念には、fonds commercial と言われる、リース更新権などの無形資産も含まれる。のれん (fonds de commerce) は、規則的償却の対象とされることはなく、必要に応じた切り下げ処理を適用する対象とされている。フランスでは伝統的に年度ごとに資産の棚卸が行われ、プラン・コンタブル・ジェネラルにおいては、貸借対照表日におけるすべての資産について現在価値で測定されることが求められており、現在価値が簿価を下回る場合には、臨時的な切り下げ ('depreciation') を行わなければならないと規定されている (ibid., p.310) 。

このように Burlaud et al. [1996]では、税法においてはのれん (fonds de commerce) は価値が減少しない資産であると考えられているため、規則的償却は適用されないこと、プラン・コンタブル・ジェネラルにおいては期末におけるすべての資産が現在価値で測定され、現在価値が簿価を下回る場合には臨時的な切り下げを行うよう規定されていることが述べられている。

フランスにおける会計制度への税法の影響については、Ding et al. [2008]においても次のように指摘されている。すなわち、企業に対する株主の姿勢がステークホルダー・モデルからシェアホルダー・モデルへ移行することによって、イギリス、アメリカ、ドイツ、フランスでは、1880 年以降、のれんの会計処理は、(1)「静的」(即時または早期費用化)、(2)「やや静的」(資本控除)、(3)動的(長期間にわたる償却)、(4)「数理的」(非償却かつ減損処理)という4段階に推移している。フランス以外の3か国においては、シェアホルダー・モデルへの移行と、(4)の非償却かつ減損処理という段階へ一方的に移行している (ibid., pp.743,744) 。その一方、フランスは税法の影響が大きかったために、他の3か

国とは異なる例外的な移行形態となっており、1880年代は(1)の段階であったものの、1917年には(4)の段階に直接的に移行し、1982年に(3)の段階に移行している (ibid., pp.729,731)。このように Ding et al. [2008]では、イギリスやアメリカ、ドイツと異なり、フランスにおいては、税法の考え方がのれんに関する会計基準に大きな影響を及ぼしていることが指摘されている。

これと同様の指摘は、Garcia [2011]においてもみられる。すなわち、フランスにおける現在の税法のルーツは、1917年に遡ることができ、フランスの会計制度は税法の思考に強い影響を受け続けてきた (ibid., p.51)。20世紀を通じて、のれんに関する税法上の取り扱いに大きな変化はなく、フランスにおけるのれんの非償却処理は、税法の影響を強く受けている (ibid., pp.53-55)。このように、フランスの会計基準におけるのれんの非償却処理は、税法上ののれんに関する取り扱いに強く影響を受けたものであることが示されている。

これについて、ガルシア[2017]ではさらに詳細な検討が加えられている。すなわち、判例においては、営業権 (fonds de commerce) の償却は認められてこなかったという経緯があり、数多くの税務訴訟判決は営業権の定義について1909年3月17日法に (Cordelet Act) 依拠している。営業権は、交換可能な多様な要素によって構成される動産として定義されている (ibid., p.148)。その後、1926年の改正商法によって借地権が営業権の中核を構成する要素として位置付けられるようになった。この1926年改正商法による枠組みに基づき、国務院は1928年の判決において、営業権の償却を正当化できるのは実際に価値の減損が不可逆的かつ営業権全体に影響する場合のみであるという見解を示し、これは営業権を非償却とする税務当局の見解を後押しすることとなった。こうした商法の発想に影響を受け、税法上も営業権の償却は認められていない。1928年以降、営業権の価値は減少しないという前提のもと、多数の判例において、営業権償却費の控除を認めないという見解が示されている (ibid., pp.149,150)。

このようにガルシア[2017]では、1928年以降、判例において営業権 (のれん) の償却費控除は認められてこなかったという事実が指摘されている。フランス商法の考え方によれば、のれんの償却が正当化されるのは、実際の価値の減損が不可逆的かつのれん全体に影響する場合のみとされ、そうした商法の発想により、税法上ものれんの償却は認められてこなかったことが明らかにされている。

この法制度による影響については、Garcia et al. [2018]においても論じられている。すなわち、のれんの処理については、フランスの国内基準においては20世紀を通じて非償却処理が唯一の会計処理として規定されている。商法の存在ゆえに、のれんは恒久的に法的に保護される無形資産であると考えられてきた。のれんは、それにより企業が負債を返済することが保証されるような、価値のある恒久資産であるという考え方がその根底にある。20世紀を通じて、フランスにおけるのれんが恒久的な資産として

捉えられてきたのは、1909 年法に起源を有する法的側面に起因する (Garcia et al. [2018], pp.15,16)。

このように Garcia et al. [2018]においては、フランスでは商法の影響によって、のれんは恒久的に法的に保護される無形資産であって、恒久的に価値を有するものであると考えられており、20世紀を通じてのれんが恒久的な資産として捉えられてきたのは、1909 年法に起源を有することが示されている。

このフランスにおける法制度の会計への影響については、藤田[2012]においても同様に指摘されている。すなわち、フランスの会計規制は商法を頂点にそれを尊重する形で会計基準が設定され、税法がそれに大きく影響している (ibid., p.32)。フランスの会計基準は、会計慣習を淵源としつつも、概念フレームワークではなく法体系を媒介として導かれている (ibid., pp.39,40)。財務諸表の作成にさいして守るべき原則としての基本概念や資産および負債の定義は、商法またはプラン・コンタブル・ジェネラルに示されている。プラン・コンタブル・ジェネラルにおける資産の定義は 2005 年に、「所有権」という法的概念から「将来の経済的便益」という経済的概念に改訂された。その目的は、IFRS とのコンバージョンのためである (ibid., pp.33,34)。このように藤田[2012]では、フランスの会計規制は商法を頂点とした体制を前提としており、会計制度は商法や税法の影響を強く受けていることが指摘されている。

この藤田[2012]において示されていた資産の定義の変更については、仁木[2012]によって次のように記されている。すなわち、プラン・コンタブル・ジェネラルの 2004 年改訂は、IFRS への収斂を目的としたものであり、この改訂は、IFRS の会計観や規定の影響を受けている。資産の定義については、フランスにおいてこれまで重視されてきた「財産性」という要素に加え、「支配」や「将来の経済的便益」といった概念を並列したものとなった。プラン・コンタブル・ジェネラルの 1982 年版および 1999 年版においては、「資産とは、企業（実体）にとって正の経済価値を持つ財産要素」と定義され、財産性がとりわけ重視されていた (ibid., p.72)。ここでは、フランス基準における資産の定義の変容に対して、IFRS の影響がみられることが指摘されている。

## ②実務の影響

続いて、のれんの会計処理と実務との関係について論じた先行研究について、論点を整理する。まず、のれんの償却が資本比率に与える影響については、Conseil d'Etat [1999]において次のように述べられている。すなわち、フランスの企業は、限られた資本と相対的に多額の無形資産を有している。償却によってこれらの無形資産が減少すれば、貸借対照表の構造に対してマイナスの影響を与えることになる。のれんの非償却は、そうした経済状況の観点から支持されうる (ibid., p.290)。このように Conseil d'Etat [1999]においては、フランスの企業の多くは自己資本に対して相対的に多額の無形

資産を有しており、無形資産の償却は財務比率を悪化させるという懸念から、のれんの非償却処理は実務において支持されてきたことが指摘されている。

この点について、弥永[2016]においても同様の指摘がみられる。すなわち、単体の計算書類においては、のれんの償却を求める直接的な規定は存在しなかった。全国会計審議会により、のれんは非償却と減損の併用が標準的な会計処理方法であるという考え方が示され、税法上の関係からも、国務院によって、のれんの非償却は経済状況に照らして正当化されるという見解が示された。この背景には、フランスの会社の多くは、自己資本に対して相対的に多額の無形資産を有しており、無形資産を償却によって減額させることは、資本負債比率を悪化させるという意味で貸借対照表に悪影響を与えるという発想がある。全国監査役会も、のれんは個別化された要素を表すものではなく、市場占有率に表れる顧客ポートフォリオ全体に基づいて評価されたものであり、その潜在用役力が、時の経過や使用、技術の変化その他によって減少しないことが示された場合には、のれんは償却すべきではないとしている (ibid., pp.212,213)。

このように弥永[2016]においては、のれんの非償却処理は企業を取り巻く経済状況に照らして正当化されるという見解が紹介されている。その背景には、多くのフランス企業が自己資本に対して相対的に多額の無形資産を有しており、無形資産を償却することで資本負債比率を悪化させることに対する懸念が存在すると指摘されている。

同様に、Garcia [2011]においても次のように述べられている。すなわち、実務上も、のれんの非償却処理は支持されており、その理由は、フランスにおいては、企業は多くの負債を抱えているために、無形資産の切り下げはギアリング比率の著しい悪化を招くという点にある。のれんの非償却は、貸借対照表をより望ましいものに見せたいという実務上の立場からも支持されていた (ibid., pp.53,54)。20世紀のフランスにおけるのれんの非償却処理は、税法上の取扱いに強く影響を受けたものであり、また、企業の資本不足と高い負債比率から非償却が選好されるという実務上の観点からも支持されていた (ibid., p.55)。このように Garcia [2011]においては、実務においても、資本不足と高い負債比率から非償却処理が支持されてきたことが指摘されている。

これについて、藤井[2004]においても次の通り指摘されている。すなわち、円卓討論「PCGの20年」において、会計基準の統一化がフランスにもたらす経済的影響の評価について、ジャック・リシャルは、フランスにおける会計環境との不整合を重視する立場から、基準の統一化に対する反対論を唱えているのに対して、シルベール・ジェラルは、プラグマティックな経済合理性を評価する立場から、消極的ではあるが受け入れる見解を示している。後者は、のれんの非償却処理によって企業の成長が促進されることになる、という状況認識を根拠としている (ibid., pp.8,9)。ここでは、のれんの非償却によって

企業の成長が促進されることになる、という状況認識を根拠として、基準の統一化を消極的ではあるが受け入れる見解が存在することが示されている。

なお、規則的償却が排除される理由については、ブランドを対象とした議論が Stolowy et al. [2001]において展開されている。すなわち、ブランドを償却すべきか否か、償却期間をどのように決めればよいかについては議論が多いが、ブランドを償却すべきか否かは、償却処理の意味をどのように理解するかに関わっている。もし償却処理について、現在価値を反映するための方法と理解するなら、その適用に反対する意見が多いであろう。一方、もし償却処理について、認識額を決められた期間にわたって配分するための方法であると理解するなら、規則的償却を支持する意見が多いであろう。IASC やフランス、ドイツにおける規定はこの見解の相違を反映していると考えられる (ibid., pp.158,159)。

このように償却か非償却かを定める考え方について述べたうえで、Stolowy et al. [2001]では次の通り論じられている。すなわち、フランスの国家会計審議会による会計基準 (CNC1992) においては、取得したブランドの償却処理は暗黙裡に排除されている。なぜなら、ブランドは「使用权、パテント…ブランド…」として資産として挙げられているにもかかわらず、「使用权、パテント…の償却」として償却対象として挙げられている項目に含まれていないからである。「使用权…等の無形資産に対する切り下げ損失」として挙げられている資産に、ブランドは明示的に含まれており、切り下げ処理については必要に応じて求められている。フランス基準においては、ブランドの (戻入れ無しの) 償却については概念的な観点からは議論の対象とはなるものの、ブランドは取得されたか自己創設かによらず、償却すべきではないと結論付けられている。その代わりに、減損テストが行われるべきであるとされている (ibid., p.160)。

このように Stolowy et al. [2001]においては、ブランドを償却すべきか否かは償却処理の意味をどのように理解するかに依存し、もし償却処理を現在価値を反映するための方法と理解するなら、規則的な償却はすべきではないと考えられると述べられている。そのうえで、フランス基準においては、取得したブランドの償却処理は暗黙裡に排除されていることが、国家会計審議会 CNC による会計基準 (CNC1992) における規定において明らかであることが指摘されている。

ここまで、本節においては、のれんの非償却処理の根拠に関する先行研究で展開されている議論について、その論点を整理した。これらの先行研究のレビューの結果として、次のような知見が得られた。第一に、フランスにおいて 20 世紀を通じて、のれんが恒久的な資産であり償却の対象ではないととらえられてきたのは、のれんの価値は減少しないという税法及び商法における考え方に影響を受けたものである。第二に、フランスにおける多くの企業は自己資本に対して相対的に多額の無形資産を有しており、無形資産の償却は財務比率を悪化させるという懸念から、実務においてものれんの非償却処理が支持されてきた。

### (3) 連結のれんに関する先行研究

#### ① 連結のれんの規則的償却

次に、連結のれんの償却・非償却処理に関する先行研究について取り上げる。まず、Nobes and Norton [1996]においては、連結のれんの会計処理について次のように述べられている。すなわち、連結のれんと非連結のれんを区別することは、とりわけ税金との関連を論じるうえで非常に重要な論点である (ibid., p.179)。いくつかの国においては、連結のれんは税控除項目ではないのに対して、非連結のれんの償却額は税控除項目である (ibid., p.190)。フランスでは、fonds comercial は非連結のれんに含まれる。これは、貸借対照表に計上される項目である fonds de commerce の構成要素であり、資産として計上されて規則的償却は求められず、価値減少分の切り下げのみが求められている。一方で、連結のれんは、écart d'acquisition と呼ばれ、規則的償却が原則とされ、準備金への即時償却も認められている (ibid., pp.182,183)。

このように、連結のれんについて規則的償却が原則とされていることを述べたうえで、Nobes and Norton [1996]では次のように指摘されている。実務上、大企業においては連結のれんを資産計上し、5年、10年、20年、30年、40年の償却期間で規則的償却を行うケースが多く見られる (ibid., p.184)。フランスでは、税法上の取り扱いとしては、原則として非連結のれんは税控除項目ではないものの、実際には様々なケースがある (ibid., p.188)。ここでは、フランスの実務においては、大企業については連結のれんを5年、10年、20年、30年、40年の償却期間で規則的償却を行うケースが多くみられることが記されている。

Burlaud et al. [1996]においても、連結の際に生じたのれんは残余额であり、ブランドや商標、市場シェアといった資産については連結のれんから分離して認識するよう定められており、連結のれんについては償却期間における規則的償却が求められている、と述べられている (ibid., p.310)。

同様に、大下[2002]においては、フランス基準ではのれんの償却期間は定められていないが、1995年に改訂されたIAS22で規定される最大20年という償却期間の適用を除外した企業のほとんどが、最大40年の償却期間を採用していたことが示されている (ibid., p.85)。同じく大下[2009]では、次のように述べられている。1990年代の実務において、のれんの処理は、規則的償却や減損処理、自己資本控除処理等の多様な処理が行われていた。最大40年の規則的償却と減損処理を併用している企業が多く見られるが、減損を伴わない規則的償却や自己資本控除処理を採用している企業も見られる。規則的償却を採用して

いる場合の償却期間は、企業によって様々である。償却期間を40年とする企業が最も多いが、償

却期間を 30 年、20 年、10 年に設定している企業も存在する。のれんの会計処理方法が多様であることは、1970・80 年代と同様であり、そうした状況が継続している (ibid., p.27)。

これに続いて大下[2002]においては、経営者の裁量の余地について議論されている。1990 年代における活発な企業買収により生じた巨額の連結差額について、そこから分離した無形要素は非償却であり減損処理の対象とされ、その一方で残余は「のれん」として規則的償却の対象であることから、規則的償却の対象となる残余分 (のれん) の額を抑えることで、期間業績への影響を低い水準に留める結果となっている。巨額の無形資産の分離・計上とその処理の問題については、経営者による裁量の余地の大きい領域が新たに生じていることを示唆している (ibid., p.29)。

このように大下[2002]及び大下[2009]においては、1990 年代の実務では最大 40 年の規則的償却と減損処理を併用する企業が多くみられること、また、無形資産が非償却である一方で残余はのれんとして規則的償却の対象とされることから、のれんに配分される金額を小さくすることによって期間業績への影響を抑えるというインセンティブが存在しており、のれんと無形資産の配分については経営者の裁量の余地が大きいことが指摘されている。

## ②連結のれんの会計処理への影響要因

連結会計における連結のれんの償却処理について、Ding et al. [2008]においては次のように述べられている。すなわち、国家会計審議会によるフランス国内の会計基準 CNC (1982) において連結のれんの償却が原則として位置付けられることにより、実務上も償却方法を採用する企業が増加したが、実務において償却処理が選好された理由は、フランスの大企業は米国基準や IFRS にしたがう必要があり、国際的な評価を得ることが必要であったからである。フランスにおける動的 (長期間にわたる償却が採用される) 段階とは、広がりつつあるシェアホルダー・モデルに影響を受けた国際化の段階であるとも言える (Ding et al. [2008], pp.736,737)。フランスにおける連結のれんの会計基準が、少なくとも 1985 年以降において米国や IFRS にしたがった理由は、アングロ・サクソンの外国投資家から受ける影響がフランスでは非常に大きいからであり、ステークホルダー・モデルからシェアホルダー・モデルへの移行は会計基準においても明らかである (ibid., p.742)。

このように、Ding et al. [2008]においては、実務上、連結財務諸表における配分残余であるのれんの償却処理が選好された理由は、フランスの大企業は米国基準や IFRS にしたがう必要があり、国際的な評価を得ることが必要であったからという点にあることが指摘されている。また、少なくとも 1985 年以降において、フランスにおけるのれんの会計基準が米国基準や IFRS の規定内容に追従したのは、アングロ・サクソン諸国の投資家から受ける影響が非常に大きいからであり、これはステークホルダー・モデル

からシェアホルダー・モデルへ移行していることの表れであると述べられている。

アングロ・サクソン諸国による影響については大下[2017]においても指摘されている。すなわち、フランスの連結会計基準は、アメリカやイギリスなどのアングロ・サクソン諸国の会計実務の影響を受けており、最初の連結会計基準である 1968 年の連結報告書・勧告書の成り立ちに、その原因を見出すことができる (ibid., pp.21-23)。これは、フランスの連結会計実務の中から機能的に集約されたものではなく、フランスの事情を考慮しつつも、アメリカ、イギリス、ドイツ、ベルギー等の状況を参考にし、とりわけアメリカとイギリスの制度及び実務を参考にまとめられたものである。このような最初の連結会計基準の成り立ちは、アングロ・サクソン諸国の会計の影響を受けやすい体質を生む原因になっている (ibid., p.30)。ここでは、最初の連結会計基準はフランスの連結会計実務の中から機能的に集約されたものではなく、アングロ・サクソン諸国の制度及び実務を参考に策定されており、そうした成り立ちは、フランスの連結会計基準がアングロ・サクソン諸国の会計基準の影響を受けやすい体質を生む原因になっていると記されている。

同様に Garcia [2011]においても次のように述べられている。すなわち、1980 年代において、いくつかの大企業が、のれんの償却を規定する米国基準にしたがった連結財務諸表を開示するようになった (ibid., p.53)。EU 内の調和化の流れを汲んだ 1982 年の新しいプラン・コンタブル・ジェネラルの導入と 1999 年の新しい連結会計基準の採択、ならびに 2005 年の上場企業に対する IFRS 適用といった流れを受け、連結財務諸表においては 1980 年代からアングロ・サクソンの会計基準の影響を受けることとなった (ibid., p.55)。このように Garcia [2011]では、1980 年代、フランスの大企業において連結上ののれんについて規則的償却を適用する実務が支持されていたのは、アングロ・サクソン諸国の会計基準の影響を受けたものであること、また、フランスの連結会計基準はアングロ・サクソン諸国の会計基準の影響を受けていたことが示されている。

ここまで、先行研究における論点を整理した通り、連結会計基準において連結のれんの規則的償却が認められていたのは、フランスの連結会計基準はアングロ・サクソン諸国の会計基準の影響を受けたものであったからである。また、実務において連結のれんの規則的償却が支持されていた理由は、連結財務諸表を作成する大企業にとってはアングロ・サクソン諸国の投資家からの評価を得ることが必要であったためであると考えられる。

一方、連結時に計上される無形資産の割合について、Stolowy et al. [2001]では次のように述べられている。すなわち、実務上、多くのフランス企業において、連結時にブランド項目が資産計上されている。評価差額のうち識別可能資産に配分できなかった差額はのれんとして計上されるが、1998 年には、100 グループのうち 48 グループが連結差額の一部をブランドとして計上しており、いくつかのグルー

ブにおいては、ブランドの額が総資産の 20%にも達している (ibid., p.154) 。ここでは、少なくとも 1990 年代後半においては、連結財務諸表において計上されるブランドの割合は少なくなかったという事実が示されている。

2000 年代における無形資産の計上状況については、Sahut and Boulerne [2010]によれば、フランスの SBF250 インデックスにおける 250 社の上場企業について、2005 年 1 月からの IAS/IFRS への移行による影響を調査した結果、無形資産の内訳の変化はあったものの、無形資産の総額に変化はなかった。しかし、内訳については変化がみられ、無形資産のうち、のれん以外の無形資産が 34% 減少しているのに対し、のれんは 33%増加している。多くの企業が、これまで計上していた無形資産について、IAS38 の定義に適合しないことを理由に、のれん勘定に振り替えていることがわかる (ibid., pp.52,57) 。ここでは、2005 年の IFRS 基準への移行に伴い、のれん以外の無形資産からのれんへ振り替えにより、のれん以外の無形資産は 34%減少し、のれんは 33%増加していることが明らかにされている。

これと同様に、大下[2010]においては次のとおり記されている。すなわち、IFRS 移行前においては、フランス基準では、正の連結のれんの処理は一定期間の規則的償却を基本として臨時的な減損処理を併用する方法が適用されていた。ただし、償却期間は一貫して明示されていない。また、利益剰余金から控除する自己資本控除処理も例外的ではあるが認められてきた (ibid., p.39) 。2004 年度末におけるフランス基準ベースののれん総額を IFRS ベースで再計算すると、フランス主要 30 企業全体で 23,471 百万€ (+18.2%) 増加する (ibid., p.35) 。のれんの変動要因は 2 つに分けられ、他の無形資産とのれんとの間の再分類によるものと、フランス基準のもとでののれん処理を IFRS のそれに合わせる再計算によるものの 2 つである (ibid., pp.36,37) 。ここでは、2004 年度末におけるフランス基準ベースののれん総額を IFRS ベースで再計算すると、フランス主要 30 企業全体で 20%弱も増加し、おのれんの変動要因は、他の無形資産とのれんとの間の再分類と、フランス基準のもとでののれん処理を IFRS のそれに合わせる再計算の 2 つであることが指摘されている。

このように、2005 年の IFRS 導入を境にしてのれんは非償却処理とされ、それに伴い無形資産の再分類を行う処理が多発し、その結果としてのれんの計上額の割合も増加した。一方、IFRS が適用される企業以外の属する非規制市場に適用されるフランス国内の連結基準 (CRC99-02) においては、従前は連結のれんについては償却処理が義務付けられていたが、2015 年 11 月に、その会計処理方法は償却から非償却に変更された。これにより、フランス国内の会計基準については個別と連結とで統一され、双方において非償却処理を行うことが原則とされた。

村上[2017]によれば、フランスにおいては、規制市場 (Euronext Paris) に上場している企業に

についてはIFRSに準拠した連結財務諸表の作成が強制されているが、規制市場に上場していない企業については任意であり、IFRSを選択しない非規制市場における企業には、フランス商法及びCRC（会計規制委員会、現在の会計基準審議会ANC）規則第99-02号が適用される。EUでは、1978年に公表された個別財務諸表に関する第4号指令と、1983年に公表された連結財務諸表に関する第7号指令を統合した会計指令が2013年に採択され、これを受けてフランスでは2015年に国内法化が行われて、商法及びCRC規則第99-02号が改正された（*ibid.*, p.21）。すなわち、規制市場の上場企業に対してはIFRSによる連結財務諸表の作成が強制されているが、非規制市場における企業についてはIFRSの適用は任意であって、IFRSを選択しない企業には、フランス商法及びCRC規則99-02号が適用され、これらは2015年に改正されていると述べられている。

これについて、Garcia et al. [2018]では次のように指摘されている。すなわち、フランスでは2015年に会計基準が改正され、連結勘定におけるのれんと個別勘定におけるのれんの双方について、有効期間が有限であると予測できる場合に限り償却可能であると規定された。言い換えれば、これらののれんについては非償却が原則であって、償却が例外的処理であることが、国内基準においても確認された。フランスでは、国内基準においては20世紀を通じて非償却処理が唯一の規定とされており、商法の存在ゆえに、企業の保有するのれんは恒久的に法的に保護される無形資産であると考えられてきた。フランスにおけるそうした考え方は、1980年代から始まったEU内の調和化の流れにそぐわず、のれんは個別と連結で異なる扱いが採用されることとなったが、その後、IFRSへの収斂の影響によって、結果的に非償却処理が国内基準として確定した（*ibid.*, pp.15,16）。このようにGarcia et al. [2018]においては、2015年にフランス国内の会計基準が改正され、連結勘定におけるのれんと個別勘定におけるのれんの双方について、非償却が原則とされ、償却は例外処理として規定されたことについて、IFRSへのコンバージェンスがその理由の一つであることが示されている。

この2015年の会計基準の変更については、藤田[2017]において、無形資産の区分問題の影響という観点から論じられている。すなわち、2015年にフランス国内の連結基準が改正され、のれんの処理方法が償却から非償却へ変更された。この変更は、市場シェア（*parts de marché*）とのれんの区分問題というフランス固有の無形資産事情が関係している。もともとフランス国内の連結基準においては、取得のれんから、顧客関連の無形資産として「市場シェア」を分離して認識することが認められていた。のれんについては償却が義務付けられていたのに対し、市場シェアについては期末にその価値変動を測定可能であること等が条件であるものの非償却とされていたため、市場シェアを計上する企業が多く存在していた。しかし、市場シェアは、IAS38号の識別可能無形資産の条件（分離可能または法律上か契約上の権利）を満たさない。フランスは非規制市場に適用される国内基準についてもIFRSと

のコンバージェンスを進めていたため、2005 年の改正で、市場シェアは連結のれんに含めることとされ、同時に、のれんに含まれた市場シェアの重要度が高い場合には非償却処理が認められていた。こうした措置は、のれんを非償却とする規制市場に対して、非規制市場が不利にならないようにとの配慮によるものであった。2015 年の非償却への一本化という改正は、そうしたこれまでの市場シェアをめぐる制度の混乱に終止符を打つ意味があった可能性がある (ibid., pp.4,5)。

このように藤田[2017]においては、2005 年の改正時には、のれんを非償却とする規制市場に比べて非規制市場が不利にならないようにとの配慮から、のれんに含まれる「市場シェア」の重要性が高い場合には非償却処理を認める措置が取られてきたが、2015 年の改正によって非償却処理に変更され、のれんに係る取扱いが統一されたことにより、これまでの「市場シェア」をめぐる制度の混乱が収束した可能性が指摘されている。

本節ではここまで、フランスの会計実務においてのれんはどのような性質を有する資産とみなされてきたのか、その歴史的な推移に関する研究を中心にレビューを行った。その結果、のれんの非償却処理の根拠に関する内容と、連結のれんに関する内容について、それぞれ次のような知見が得られた。まず、のれんの非償却処理の根拠については次の通りである。第一に、20 世紀を通じて、のれんは恒久的な資産であり償却の対象ではないと考えられてきたのは、のれんの価値は減少しないという税法及び商法における考え方の影響である。第二に、フランスの企業は、自己資本に対して相対的に多額の無形資産を有しており、無形資産の償却は財務比率を悪化させるという懸念から、のれんの非償却は実務上も支持されてきた。

また、連結のれんに関する内容については次の通りである。第一に、連結会計基準において規則的償却が求められていたのは、フランスの連結会計基準がアングロ・サクソン諸国の会計基準の影響を受けていたからであり、実務において連結のれんの規則的償却が支持されていた理由は、連結財務諸表を作成する大企業にとってアングロ・サクソン諸国の投資家からの評価を得ることが必要であったためである。第二に、2015 年に国内の会計基準におけるのれんの会計処理が個別と連結とで統一され、非償却処理が原則とされたのは、IFRS とのコンバージェンスの影響を受けたものである。

### Ⅲ 訪問面接調査の概要と調査結果

前節で述べた通り、先行研究のレビューを通じて得られた知見（およびその他の準備作業を通じて得た知見）は、フランスでのれんの非償却が支持されている理由として、以下の 2 つの可能性を示唆し

ていた<sup>6</sup>。

1. フランスでは、税法（およびその背景をなす商法）の企業会計に対する影響が強い。その税法が、のれんを土地のように減価しないものとみなし、その前提にもとづいて規定を設けてきたことが会計上の非償却と結びついたのでないか。
2. フランスでは、2015年に、国内会計基準におけるのれんの会計処理が個別と連結とで統一され、その過程で連結の実務と関わるIFRSの影響を受けたのではないか。

これをふまえて準備した質問事項は文末資料の通りである。以下では質問事項の概略を解説する。文末資料にある通り、実際の質問事項は14項目に分かれている。説明の便宜から、以下ではこれを9項目に集約している。

### (1) 質問事項の概要

第1に尋ねたのは、フランスの会計実務に税法や会社法が及ぼしている影響の有無や程度である。これを尋ねたのは、事前の準備作業を通じて、少なくとも歴史的には、関連諸法規が会計実務に無視できない影響を与えてきたという心証を得たためである。もちろん一定の条件を満たした企業に求められるIFRSベースの連結報告は、国内の会計基準やその背後にあるフランス国内の諸法制との直接的な関係が絶たれている。それでもなお、中小企業を中心に国内基準が適用されており、その開発プロセスにおいて会社法や税法の会計規定が考慮されている。そうであれば、かりに上場企業の連結報告を中心に会計基準が整備されているとしてもなお、税法や商法の影響はフランスの会計実務に見出せるはずである。第1の質問事項は、こうした事実認識に支えられている。

第2に尋ねたのは、そもそものれんの償却・非償却がフランスにおいてどれほど深刻な問題と受け止められているのか（受け止められてきたのか）である。一連の事前調査は、のれんの事後的な会計処理がフランスでは重要な会計問題と受け止められていない可能性を示唆していた。本稿の研究・クエスチョンに対する回答として「基本的な利益観への抵触、あるいは負の経済的な効果が見込まれるから」と「わざわざ会計基準を変更するには値しないから」の双方を想定しうることから、いずれの説明が事実にあっているのかを確かめるのに資する質問を行うこととした。

---

<sup>6</sup> フランスの会計実務に詳しいガルシア・クレマンズ氏（学習院大学国際社会学部准教授）に、のれんの会計処理に係る歴史的な変遷を主題とした報告を依頼し、報告に続いてはその内容に係る討論を行った。この報告には福井県立大学経済学部 山下知晃助教とASBJ 専門研究員 山口奈美氏（肩書はいずれも当時）も参加した。また著者のうちの勝尾と米山は、フランスにおけるのれんの会計処理に関して藤田晶子氏（明治学院大学経済学部教授）への聞き取り調査も行った。

第3の質問事項は、第2の質問事項と連動している。前問で「（日本と同様に）のれんの償却・非償却が重要な問題と受け止められている」という回答が得られた場合に、のれんの非償却という重要な意思決定が、フランスの企業会計を支えている基本的な考え方に叶うものとして下されたのか、それともそれ以外の事項を考慮して下されたのか（例えば実践上の便宜という観点から下されたのか、高度に政治的な判断の産物なのか、それとも経済的な帰結に鑑みて下されたのか）を尋ねるのがこの質問の趣旨である。この質問に対する回答が「理論に合うもの」という趣旨であった場合、関連して尋ねるべきは、「のれんの非償却を導く理論とは何か」となる。

第4の質問事項もまた、直前に記した第2および第3の質問と連動している。フランスでのれんを非償却としている理由として「フランス会計基準の体系を支えている基礎理論との整合性」が選ばれる場合、そうした回答の背後には、そもそも「のれんは原則として減価しない」という事実認識があると考えられる。先行研究が指摘しているように、のれんを規則的に償却するかどうかは、最終的には、「のれんが減価するかどうか」に帰着する。つまりいずれの事実認識によるのかに応じて、「会計基準の体系を支えている基礎概念と整合的な処理」は違ってくることが知られている。こうした考え方をフランスの利害関係者と共有できるかどうか、かりに共有できるとして、フランスでは原則としてのれんは減価するものとみなされているかどうかを確かめるため、第4の事項を質問することとした。

第5の質問事項は、識別可能な無形価値とのれんとの関係に関わるものである。よく知られている通り、企業結合の際にどれだけの無形資産を独立に識別可能なものとしてのれんから分離するのかをめぐっては、法域毎に対応が分かれている。とりわけ減価が緩やかで、合理的に予見しうる期間にわたり事実上永続するといえる無形資産については、のれんとの識別が困難と考えられている。こうした「性質が類似している無形資産」が日本とフランスとで同様に扱われているのか、それとも異質なものとみなされているのかを明らかにしなければ、同じ「のれん」を語りながら、実質的には異なる資産を論じるおそれをおそれない。こうした事態を避けるため、訪問面接調査においては識別可能な無形資産のフランスにおける扱いも尋ねることとした。

第6の質問事項は、日本の会計実務や会計慣行の特徴がフランスにおいてどう認識されているのか、そもそも日本の会計実務がフランスの会計専門家にどの程度認知されているのかに関わるものである。

第1節で言及したように、買い入れのれんは投資原価の一部を構成するという事実認識が日本では広く浸透している。その場合、投資の成果がキャッシュフローの形をとって実現すれば、投資原価の一部は回収されたものとみて、成果に対応する犠牲の分だけ費用に振替えることが必要となる。フランスにおける規則的償却への反対が、こうした議論に対する反駁にもとづくものなのか、それともこうした議論を

顧みることなく非償却が支持されてるのかは、日本とフランスの間で基本的な利益観がどれだけ共有されているのか、あるいはされていないのかと密接に関わっている。第 6 の質問事項はこうした考えに根ざしている。

第 7 の質問事項は、フランスにおける利害関係者の間で、のれんの規則的償却に関する選好が異なるのかどうかを尋ねるものである。この質問は、第 3 の質問に対する回答が「のれんを償却しないという判断は、（会計基準の体系を支えている基礎概念との整合性に鑑みたものではなく）高度に政治的な判断の産物であった」という趣旨であった場合に意味を持つ。政治的な判断は、利害関係者の総意が得られない場合（先鋭な利害対立が解消されないまま残されている場合）に下されるものであろう。そのような状況で最終的に非償却という決定が下されたとすれば、それはのれんの非償却を支持する利害関係者によるロビーイングの結果かもしれない。第 7 の質問事項は、こうした説明が事実に適うかどうかを確かめるために準備したものである。

「特定主体にとって好ましい経済的帰結が非償却を選択させたのではないか」を趣旨とする第 8 の質問事項もまた、第 3 の質問事項と関連している。この質問は、第 3 の質問に対する回答が「のれんを償却しないという判断は、もっぱら経済的な帰結を考慮して下されたものである」という趣旨であった場合に意味を持つ。のれんの規則的償却をとりやめ、減損規定に抵触しない限り簿価を据え置くこととした場合、名目上の償却負担は軽減されることとなる。こうした「報告利益の（名目上の）かさ上げ」が特定の企業にとって、あるいは特定法域にある企業の総体にとって望ましい経済的帰結をもたらすのであれば、そうした企業の関係者はのれんの非償却を支持するであろう。第 8 の質問事項は、このような事情が基準開発の過程で考慮されたかどうかを確かめるために準備したものである。

最後となる第 9 の質問事項は基準開発の経路依存性に関わるものであり、「かりに『ゼロベースの選択』が可能であるとして、それでもなお非償却が選ばれるかどうか」を尋ねている。いまかりにある 2 つの法域で「基本的な利益観」が共有されており、会計を取り巻く環境も類似しているとする。その場合、両者の会計基準は類似すると予想されるが、それらが完全に一致する保証はない。それぞれの歴史的経緯に応じて、両者の会計基準には無視できない違いが生じるであろう。第 9 の質問事項は、「日本とフランスとは基本的な利益観を共有している」という立場に根ざしたものであり、にもかかわらずのれんの償却・非償却に係るスタンスが違っているとすれば、それは両国が辿ってきた歴史的経緯の違いに帰することができはらずである、という考えを反映している。

実際の訪問面接調査においては、上記の質問をそれぞれの回答者に漏れなく尋ねることに努めた。ただし今回のインタビューは先に説明した半構造化の手法によるものであるため、「入口」の質問は共通していても、追加的な質問は回答者の関心や職業的背景に応じて異なるものとなった。

## (2)訪問面接調査の概要

フランスにおける訪問面接調査は、2018年11月30日および同年12月1日にパリにて行われた。会計基準設定主体を対象としたインタビューは、フランス国家会計基準局（Autorité des Normes Comptables: ANC）のPatrick de Cambourg氏（Président）、Cédric Tonnerre氏（Directeur technique）、およびValérie Viard氏（Directeur de la recherche）を回答者として11月30日に行われた。翌12月1日には、のれんの会計処理に造詣の深い学界関係者の代表として、Alain Burlaud氏（Professeur émérite du CNAM, Institut national des techniques économiques et comptables）にインタビューを行った<sup>7</sup>。この日はさらに会計監査人の代表として、CSOEC（Conseil supérieur de l'ordre des experts-comptables）Véronique Collard氏（directrice des études comptables）にインタビューを行った。

これに加え、この日は財務諸表作成者の代表としてOrange S.A.（Société Anonyme）のPascal Stordeur氏（Credit Manager Groupe, Equipe Support Finance）を回答者としたインタビューも予定していた。実際には行き違いからStordeur氏を回答者とするインタビューは実施できなかった。訪問面接調査に代わるものとして、Stordeur氏からは後日、文末資料にある質問事項に対する回答が書面で送られてきた。本稿ではStordeur氏による書面の回答も調査結果の一部として記述している。ただしStordeur氏の回答は訪問面接調査という手法によらないものであることには注意を要する。

## (3)調査結果の要約

インタビュー調査結果の詳細は、別添の資料に記されている通りである。ここではその要点を記述する。

### (3a)基本的な利益観の違いにみられる「無視できない相違」

第1に指摘すべきは、日本とフランスとの間で「基本的な利益観」が概ね共有されている、という当初の予想とは必ずしも整合的といえない回答が多数得られた点である。今回のインタビューだけから「日本とフランスとで相反する利益観が採られている」という類いの結論を引き出すことはできないものの、企業会計を支える基本的な考え方の次元で日仏が異なっていることを示唆する回答が得られたことは指摘に値する。以下ではどのような点で日本とフランスの間に違いがみられたのかを詳述する。

---

<sup>7</sup> CNAM は Conservatoire national des arts et métiers の略称である。

## 財務情報の主要な利用者に係る前提

フランスでのインタビューを通じて強く印象づけられたことの1つに、「会社は誰のものか」という基本的な価値観に係る彼我の違いがある。企業が社会的な責任を果たしているかどうか（「環境に優しい」経営を行っているか、またガバナンスの体制は確立しているのか、を含む）に関する情報の開示が広く求められるようになってきたとはいえ、日本で行われている現在の財務報告は、主として投資家を念頭に置いたものといってよい。これに対しフランスにおけるインタビューの回答者からは、立場の違いを超え、「会社は社会全体のもの」という前提に立った発言が目立った。

とはいえ、「会社は誰のものか」に関わる彼我の違いが、のれんの規則的償却を支持するかどうかという本稿の主要な研究主題とどう関わってくるのかは定かでない。例えばのれんの非償却は、事後的なのれんの償却負担を軽減することから、のれんを伴うような企業結合を促進するかもしれない。こうした企業結合が、社会的な責任を果たすため、あるいはガバナンス体制の強化を目的として行われることは考えにくい。むしろこのような企業結合は、収益力の強化・向上を図るために行われるのが一般的であろう。そうであれば、投資家の利害だけを強調するのではなく、従業員などにも配慮するなら、のれんについては規則的な償却が望まれそうである。にもかかわらず、フランスにおいてのれんが非償却とされている事実は、上記のシナリオとは整合しない。

ここで述べたように、投資家以外の視点を強調することの影響がのれんの事後的な会計処理に関する利害関係者のコンセンサスにどのような影響を及ぼすのかは定かでない。とはいえその影響がないと考えるのも難しい。具体的にどのような影響がなぜ及ぶのかについては、さらなる検討が必要であろう。

## 「のれんは減価する」という事実認識

インタビューの結果に係る要点は、第2に、「のれんは減価する」という基本的な前提が彼我で大きく異なっている、という点に求められる。よく知られているように、日本では「のれんはいずれ減価する」という事実認識が広く受け入れられているとよい。これに対しフランスにおけるインタビューの結果は、「一部ののれんは事実上永続する」というコンセンサスの存在を示唆するものであった。もちろん、フランスでもすべての部分的にはのれんは減価する、と考えられている。ただあらゆるのれんは企業間の競争を通じてやがて価値を失っていく、と考えるのか、それとも一部ののれんは価値を失わずに存続し続けると考えるのかは、のれんを規則的に償却するかどうかに影響を及ぼすはずである。

また、かりにフランスで広く受け入れられている事実認識に従って「（少なくとも）一部ののれんは価値を失わずに存続する」という立場を採ると、そこでは暗黙のうちに自己創設のれんの計上を許容することとなる。企業結合の際に予想されていた（のれんに相当する投資に由来する）キャッシュフローが実現すれば、それまで期待の次元にとどまっていた買い入れのれんは消滅すると考えられるからである。買い入

れのれんの部分的な減価にかかわらず、総体としてのれんの簿価を維持することになれば、「維持された簿価」には、企業結合後に行われた（価値向上のための）企業努力を通じて生み出された自己創設のれんが含まれることとなる。

ここで述べた通り、「のれんは減価する」という立場を採ることと自己創設のれんの計上を許容することは、表裏一体の関係にある<sup>8</sup>。よく知られているように、自己創設のれんの計上は、会計観の違いを超え、多くの法域で禁止されてきた。（部分的とはいえ）その計上を許容することとなるのれんの非償却がフランスにおいてなぜ支持されているのであろうか。著者はこの点を回答者に尋ねた。回答者が少ないこともあり一般化は難しいが、自己創設のれんの計上に係る追加的な質問に対する回答は、以下に記す2通りの可能性を示唆していた。

想定可能なシナリオの1つは、「自己創設のれんの計上を否定する理由が、日本とフランスとで異なっている」というものである。例えばフランスでは「意図的な簿価の切り上げにもとづく自己創設のれんの計上は認められないが、時の経過の結果として、つまり「経営者の恣意的な簿価切り上げの操作によることなく」計上されるものについては寛容なスタンスが採られている、というものである。これは自己創設のれんという属性それ自体が貸借対照表への計上を禁止しているのではなく、一部の自己創設のれんが有している「評価の恣意性」が計上を禁じている、というスタンスと言い換えることができる。このシナリオはさらに、等しく自己創設のれんといっても、「投下資金に裏づけられたもの（すなわち取得原価の範囲内にとどまるもの）」と「経営者自身による評価替えによる部分」とは異なる、というスタンスと言い換えることもできる（固定資産の減損処理を参照）。

想定可能なもう1つのシナリオは、フランスでは買い入れのれんを（日本と異なり）取替資産と等質的な存在とみなしているのではないか、というものである（取替法とそれを買い入れのれんに適用する理由については脚注5を参照）。ただしインタビューにおいて行った「のれんを償却しない理由として意味を持つのはどのような議論か」という質問に対し、「取替法の適用資産と等質的だから」という著者が準備した選択肢は、そもそもほとんど理解されなかった（それゆえ支持も得られなかった）。形式的には想定可能であるものの、このシナリオが事実に適うものとは考えにくい。

ここで記してきたように、フランスで自己創設のれんの計上について寛容なスタンスが採られている理由についてはいくつかのシナリオを想定できるものの、いずれも経験的な事実の裏づけを欠いているのが現状である。代替的なシナリオを模索し続けるとともに、いずれのシナリオが事実に適うのかを確かめるため

---

<sup>8</sup> 買い入れのれんをいわゆる取替資産に類するものとみて、投資の成果が実現してもそれを生み出した資本財それ自体は減価償却の対象とせず、その維持・管理に要した支出だけを費用とする考え方もみられる。ただしこの考え方に対しては反論もみられる。

の努力が必要となっている。

### 規則的償却の位置づけ

インタビューの結果に係る要点としては、第3に、のれんを規則的に償却することの意義が日本とフランスとで異なる形で受け止められていることに求められる。さまざまな表現を用いてこれまでも述べてきたように、キャッシュフローに対する期待を反映している買入れのれんは、投資の成果がキャッシュに裏づけられたとき、つまり期待の次元にとどまっていた投資の成果が実現し、実物財に置き換わったとき、その過程を通じて価値を失っていく。そうした価値減耗は、投資の成果を生み出すために被った犠牲とみて、関連する収益と対応させなければならない。日本において規則的償却は、上記のように、投下資金の回収余剰をとらえる必要から導かれてくる「原則的な方法」と考えられている<sup>9</sup>。

これに対しフランスでは、規則的償却は、資産を直接的に評価する手法としての減損処理の代替的な手段と位置づけられている。つまり規則的な償却は減損処理の簡便法に過ぎないものと考えられている。複数の回答者による回答が、こうした考え方と整合的なものであった。減損処理の適用がきわめて困難と考えられる小規模企業に限っては、その簡便法として規則的償却も支持しうる、というのがインタビューで聞かれた典型的な回答であった。

この事実は、「規則的償却」といっても彼我で同床異夢となっていることを示唆している。フランスにおいてはおそらく、「貸借対照表におけるストックの適正評価」に対する要請が日本よりも強いのであろう<sup>1011</sup>。そうした考え方のもとでは、ストックの評価額に（直接的には）経験的な解釈を与えることができない規則的償却は、「時価や公正価値による継続的な再評価」と対等な評価基準とはみなされない。可能な限り時価や公正価値による直接的な評価を行い、それを行えない場合の「やむをえざる代替措置」として規則的償却を許容しているのであろう。この立場が、規則的な償却を原則的な方法と位置づける日本の立場とかみ合わないのは明らかであろう。

### (3b)その他の発見事項

最後に、インタビューを通じたその他の発見事項を記す。第1に、日常的にASBJメンバーと交流し、意見交換しているANCメンバーを例外として、日本の会計基準を支えている利益観、あるいは日

<sup>9</sup> 上記の議論からはのれんを償却する必要が導かれるだけで、それを規則的に償却する必要は導かれてこない。規則的に償却する必要は、他の資本設備と同様、売却目的ではなく使用目的で保有していることに求められる。資本設備の購入という不可逆的な意思決定のもとで、使用(利用)を通じて投下資金を回収しようとしている状況では、資本設備の価値変動は投資の成果を反映しない。価値の変動にかかわらず規則的な償却を行うのはそのためである。

<sup>10</sup> 「貸借対照表におけるストックの適正評価」を重視することで、投資家らの意思決定に有用などという状況を提供しうるのか、またそうした情報がなぜ意思決定に資するのかは、さしあたり問わないこととする。

<sup>11</sup> フランスにおいて、ストックの評価額に経験的な解釈を与えることが日本よりも重視されている理由は定かでない。(a)財産法の思考を色濃く反映したフランスの会社法や税法の影響が会計に及んでいる可能性、(b)資産・負債観(資産・負債アプローチ)を宇義通りに適用する必要性が根づいている可能性などを指摘しうるが、いずれも可能性の次元にとどまっており、経験的な証拠の裏づけを欠いている。

本の会計制度そのものに関する関心や知識が低い、という点を指摘しうる。海外主要国の「先進的な」会計実務を吸収し、会計後進国からの脱却を図ろうとしていたかつての日本では、欧米の「先進的な」会計基準や会計実務に対する関心が強く、各国の会計制度に精通している研究者達が積極的な情報発信を行っていた。そうした努力もあり、フランスを含む欧州各国の会計制度や会計実務に係る一定水準の知識は、利害関係者の間で共有されているとよい。今回のインタビューは、「日本のフランスに対する関心」が一方的なものである可能性を示唆していた。

第2に、会計処理の選択（規則的償却か、非償却か）によって生じる経済的な帰結に対する関心が低い点を指摘しうる。会計処理の選択を通じて異なる利益が報告されれば、その相違自体は名目的なものであっても、M&Aを行うかどうかの実体的な意思決定に影響を及ぼす可能性がある。具体的には、非償却が許容されれば実施するM&Aを、規則的な償却が強制されれば企業が断念するような事態を想定しうる。にもかかわらず、一連のインタビューにおいて、会計処理の違いが生み出す経済的な影響への言及はほとんどみられなかった。

彼我のこうした違いが生じた理由としては、合併・買収を通じた成長と、企業自体の営業努力による内生的な成長との比率が、彼我で異なっている可能性を指摘しうる。かりにフランスで内生的な成長が主流であれば、のれんを規則的に償却するかどうかに関心が向けられないとしても不思議ではない。またフランス企業の収益力が総じて高く、規則的な償却によって生じる償却負担にも十分に耐えられるとすれば、やはり規則的に償却するかどうかによって生じる経済的な帰結の違いに関する関心は低いものにとどまるであろう<sup>12</sup>。ただしいずれのシナリオが事実に適うのかを判断するのに十分な証拠が得られておらず、彼我の違いが生じている原因については今後検討が委ねられている。

第3に、ANCメンバーがのれんの規則的な償却を支持しない理由として、いったん非償却とした決定を短期間のうちに覆すことは、会計基準の安定性（および安定性を保証することによって得られる予見可能性）という観点から望ましくないことを挙げていたことを指摘したい。米国FASBとIASBとがのれんの非償却を決定してから20年を経たおらず、非償却とした決定の是非を問うのに必要な経験的証拠がまだ十分には集まっていない、ということであろう<sup>13</sup>。

依拠している前提や仮説の違いがのれんの規則的償却に関する彼我の違いを生み出しているのであれば、ASBJとANCとの継続的な対話を通じてそれらの違いは解消され、いずれ規則的償却に関して両者が同じ立場に立つことも想定しうる。これに対しフランスの会計制度が辿ってきた歴史的経緯が規

<sup>12</sup> 利害関係者がナイーブで、会計処理の相違が企業による実体的な意思決定に影響を及ぼす可能性が考慮されていない、という可能性も指摘しうるが、さしあたり当事者の合理性を与件として検討を進める。

<sup>13</sup> 学術的な研究については一定水準の蓄積がみられる。その事実と「会計基準を大きく変更するのに必要とされる経験的証拠が十分かどうか」とは別だということなのであろう。

則的償却に立ち返る可能性を妨げているとしたら、のれんの規則的償却をめぐる議論は平行線のままとなる。「会計基準の安定性」を確保することが ANC にとってどれだけ優先すべき事項なのかは定かでないが、規則的償却を行うかどうかをめぐる議論が、理論の次元だけで争われているわけではないことには留意が必要であろう。

#### IV 要約と今後の展望

本稿では、「のれんの規則的償却をめぐる日仏の対立が、どのような次元のいかなる見解対立に根ざしているのか」を確かめるため、フランスの利害関係者を対象として行ったインタビュー調査の結果を記してきた。インタビュー調査に先立つ事前の予測は、「日仏は基本的な利益観を共有しているものの、もっぱら『非償却を促す法的思考の存在』あるいは『F-GAAP に対する IFRS の相対的な影響力の強さ』などによって、規則的償却か、それとも非償却かの選択に差異が生じているのではないか」というものであった。しかしこれまで述べてきたように「当初思い描いていたシナリオ」の当てはまりは芳しくなかった。

インタビュー調査の結果は、むしろ基本的な会計観やのれんをめぐる基本的な事実認識に日仏で大きな相違がみられることを示唆していた。具体的には、(a)財務報告の目的は何か、誰のための財務報告か（会社の存在意義は何か）、(b)のれんは減価するのか、(c)自己創設のれんの計上が禁じられる理由は何か、および(d)規則的償却に「適切な業績評価」という観点から固有の存在意義を見出せるのか、などの諸点で日仏の立場は鋭く対立していた。

ただしこれらはいずれも、少数の利害関係者に対する聞き取り調査の結果に過ぎない。インタビューの結果通り、日本とフランスとで基本的な利益観は異なっている、と結論づけるためには、インタビュー以外の手法を用いて経験的な証拠を収集しなければならない。

(文末資料)

## List of Common Questions to Related Parties in France

November 30<sup>th</sup>, 2017

December 1<sup>st</sup>, 2017

1. Do you think the legal way of thinking (in commercial law and/or tax law) still strongly influences (affects) accounting standards in France? Do French people think that goodwill has any legal qualities in common with land/real estate?
2. How often are goodwill amortization or impairment issues (issues on goodwill amortization or on impairment) covered in business, academic journals, and/or newspapers in France?
3. How often are goodwill amortization or impairment issues (issues on goodwill amortization or on impairment) covered in standard textbooks in ~~the area of~~ financial accounting in France? (To academician only)
4. Theoretically speaking, are you for or against goodwill amortization, and why?
5. Practically speaking, are you for or against goodwill amortization, and why?  

(To CEO: Questions 4 & 5 are integrated to one summarized question.)
6. Which of the following is the most popular opinion in support of the non-amortization of goodwill in France?
  - a. Because the replacement method should be applied to accounting for goodwill.

- b. Because the double counting of costs related to goodwill should be avoided.
- c. Because the cost of the regular amortization of goodwill is not relevant.
- d. Other (Please say (let us know) your own reason (reasoning))  
(To CEO: Examples of answers are omitted in order to avoid the confusion caused by specifying the typical answer.)

7. Do you think the value of goodwill is sometimes perpetual?

8. What do you think about 'on balance' of sheet self-created goodwill?

9. What do you think about the possibility that some items should be accounted for as goodwill are being accounted for as another intangible asset, such as brand? (To academician only)

10. Why do you think there are some large differences in accounting standards for goodwill between France and Japan, even though we share the same opinions (stance) on many other aspects (issues) of (relating to) accounting standards such as the significance (importance) of net income?

11. For each of the stakeholders below, which do you think is more desirable - A. goodwill amortization + impairment or B. non-amortization (impairment only), and why?

- 1. Preparers: A or B
- 2. Investors: A or B
- 3. Creditors: A or B
- 4. CPAs: A or B
- 5. Employees: A or B

12. In France, do you think the differences in accounting rules (standards) about

goodwill amortization between financial statements of listed firms and unlisted firms should be reconciled?

13. Does whether goodwill is amortized or not influence your decision-making on (in) (the) pre-M&A (stage)?

14. If the French accounting standards allowed companies to choose amortization + impairment or impairment only, which of them would French companies in general (would) choose?

[参考文献]

- Burlaud, A., M. Messina, and P. Walton. 1996. Depreciation: concepts and practices in France and the UK. *European Accounting Review* 5 (2):299-316.
- Conceil d'Etat. 1999. Arret de section du 1er Octobre 1999, req No. 177809, conclusions M. Goulard, *Recueil Lebon 1999*, 290-297.
- Ding, Y., J. Richard, and H. Stolowy. 2008. Towards an understanding of the phases of goodwill accounting in four Western capitalist countries: From stakeholder model to shareholder model. *Accounting, Organizations and Society* 33 (7-8):718-755.
- Garcia, C. 2011. A brief history of accounting for goodwill in Japan and France: war, tax and accounting practice. *Gakushuin University Keizai Ronshu* 48 (1):45-64.
- Garcia, C., Y. Katsuo, and C. van Mourik. 2018. Goodwill accounting standards in the United Kingdom, the United States, France, and Japan. *Accounting History*: 1032373217748672.
- Nobes, C., and J. Norton. 1996. International variations in the accounting and tax treatments of goodwill and the implications for research. *Journal of International Accounting, Auditing and Taxation* 5 (2):179-196.
- Nobes, C. W. 1996. The effects of international differences in the tax treatment of goodwill: A comment. *Journal of International Business Studies* 27 (3):589-592.
- Sahut, J.-M. 2010. Have IAS (International Accounting Standards)/IFRS improved the information content of intangibles in France? *Journal of Financial Management & Analysis* 23 (2):52.
- Stolowy, H., A. Haller, and V. Klockhaus. 2001. Accounting for brands in France and Germany compared with IAS 38 (intangible assets): An illustration of the difficulty of international harmonization. *The International Journal of Accounting* 36 (2):147-167.
- Tranfield, D., D. Denyer, and P. Smart. 2003. Towards a methodology for

developing evidence-informed management knowledge by means of systematic review. *British journal of management* 14 (3):207-222.

大下勇二、「フランス連結会計基準の国際的調査(9)－会計処理のオプション(3)－」、『経営志林』、第 39 巻第 3 号、2002 年 10 月。

大下勇二、「フランス連結会計基準の国際的調和(17)」、『経営志林』、第 45 巻第 4 号、2009 年 1 月。

大下勇二、「フランス連結会計基準の国際的調和(19)－2005 年の国際会計基準/国際財務報告基準 (IAS/IFRS) への移行の影響－」、『経営志林』、第 47 巻第 1 号、2010 年 4 月。

大下勇二、「フランス連結会計基準の国際的調和(24)－連結会計基準の特徴－」、『経営志林』、第 54 巻第 2 号、2017 年 7 月。

ガルシア・クレマンズ、「フランスにおけるのれん会計の歴史－1895～1965 年商法および税法の進化を中心に－」、『産業経理』、第 77 巻第 3 号、2017 年 10 月。

徳賀芳弘、宮宇地俊岳、山下知晃、「のれんの会計処理に関する調査研究」、『ディスカッション・ペーパー J-18-004 第 4 版』、京都大学経済学研究科。

仁木久恵、「フランス会計基準における研究開発費規定の変遷」、『国際会計研究学会年報 2011 年度』、第 1 号、2012 年 7 月。

藤井秀樹、「基準調和化時代のフランス会計制度：プラン・コンタブル・ジェネラルの 20 年を振り返って」、京都大学大学院経済学研究科 Working Paper J-37、2004 年。

藤田晶子、「フランスにおける概念フレームワーク」、『会計』、第 181 巻第 4 号、2012 年 4 月。

藤田晶子、「会計時評－フランスにおけるのれん非償却化の背景」、『企業会計』、第 69 巻第 7 号、2017 年 6 月。

村上宏之、「フランスにおける連結財務諸表の表示」、『松山大学論集』、第 29 巻第 2 号、2017 年 6 月。

弥永真生、「のれんの償却－会社法の観点から－」、『商学論究』、第 63 巻第 3 号、2016 年 3 月。